

仮想通貨のトラブルにご注意!!

事 例

ア

K

バ

1

ス

仮想通貨で高額収入が得られるという DVD を ネットのサイトで購入したが、もうかるような 内容ではなかった。返金を求めたい。

(40才代、女性)

インターネットを通して電子的に取引される「仮想通貨」について、投資や利殖をうたう 消費者トラブルが増加しています。

- 仮想通貨は国がその価値を保証する 「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨交換業者は金融庁への登録が必要です。ホームページで確認してください。
- ・詐欺的な事例や利殖をうたう情報商材での トラブルも増えていますので慎重な対応が 必要です。
- ☆ 消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が相談・助言・事業者へのあっせんなどのトラブルの解決に向けたお手伝いをしています。
- ☆ 消費生活センターへの相談は、新たな消費者被害の防止に役立っています。

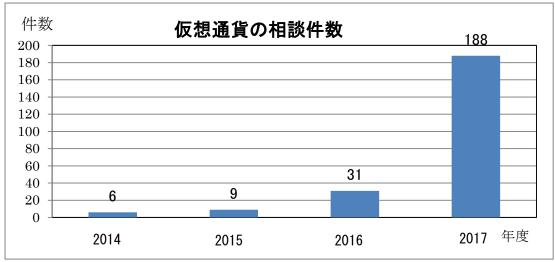


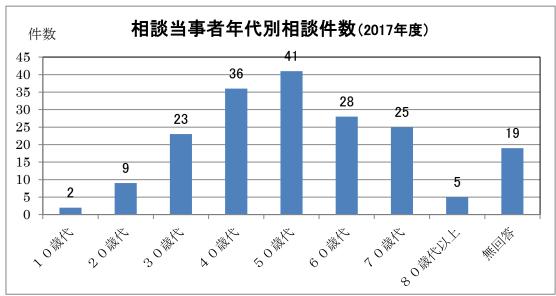
兵庫県立消費生活総合センター 企画研修課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2 TEL:078-302-4000

【消費生活相談:078-303-0999】

【参考データ (兵庫県内 PIO-NET データ)】







※ 平均支払額:1,185,741 円

【参考資料】

- ・国民生活センターHP「仮想通貨に関する様々なトラブルにご注意」 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180426_1.html
- •金融庁HP「仮想通貨関係」 https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html